

1-8 「親なき後」への親のねがい

④ 成年後見



成年後見とは

判断能力の不十分な方を保護するために、本人のために法律行為を行う、または本人による法律行為を助ける方を選任する制度です。

成年後見人・成年後見監督人

| 後見人等 と監督人 の区別 | 氏名 | 生年月日 ・性別 | 住所 | 職業 | 関係書 類の保 管場所 |
|---------------------|------|-------------|---------|----|-------------------|
| | ふりがな | (男 ・ 女) | 〒 電話 | | |
| | ふりがな | (男 ・ 女) | 〒 電話 | | |

いきいき

成年後見人等をお願いしたいと考えている人

| 後見人等 と監督人 の区別 | 氏名 | 住所 | 本人 との 関係 | 現状 |
|---------------------|------|---------|----------------|---|
| | ふりがな | 〒 電話 | | <ul style="list-style-type: none"> ・了承済み ・話はしてある ・話していない |
| | ふりがな | 〒 電話 | | <ul style="list-style-type: none"> ・了承済み ・話はしてある ・話していない |

※区分には法定後見（後見・保佐・補助）、任意後見、監督があります。親が成年後見人等になっている場合には、後継の成年後見人等を記入します。

○日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について

- ① 利用したい ② 考えていない ③ 利用しない

日常生活自立支援事業とは、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活を送れるように福祉サービス等の利用援助を行う制度です。

例えば、福祉サービスの情報を伝えたり、利用料の支払いのお手伝い、日常的な金銭管理などです。相談や支援計画の作成は無料です。生活支援人の援助は利用料おおむね 1 回 1000 円（生活保護を受けている方は無料）です。

お問い合わせ先 北海道地域福祉生活支援センター十勝地区センター
電話 0155-20-2941

いきいき

○親（保護者）自身は任意後見契約をしているか

- ① している ② していない

氏名 _____ 関係 _____ 住所 〒 _____

電話 _____ 公正証書契約番号 _____

○親（保護者）は遺言状を作成しているか

- ① している ② していない

公正証書遺言状（保管場所 _____）

自筆証書遺言状（保管場所 _____）